

# 会 議 録

会議名 (審議会等名)	平成24年度 第2回 川西市男女共同参画審議会		
事務局 (担当課)	市民生活部 市民環境室 地域・相談課 (内線2425)		
開催日時	平成24年7月10日(火) 9時30分～10時50分		
開催場所	川西市役所 2階 202会議室		
出席者	委員	秋田修一委員                      上杉孝實委員                      高島進子委員 武田典子委員                      宮坂満喜子委員                      山本眞佐美委員 和田聡子委員 <div style="text-align: right;">(五十音順)</div>	
	その他		
	事務局	市民生活部長 大森直之                      市民環境室長 仲岡博明 地域・相談課長 小倉 光                      同課長補佐 田中 肇 同主任 宇野有希                      同囑託職員 赤松 京子 (指定管理者)男女共同参画センター長 三井ハルコ	
傍聴の可否	可	傍聴者数	2人
傍聴不可・一部不可 の場合は、その理由			
会議次第	議題1 「川西市男女共同参画プランの見直しについて(答申)案」について 議題2 その他		
結果	別紙のとおり		

# 審 議 経 過

【事務局】皆さん、おはようございます。ご案内しておりました時間が参りましたので、台風4号の影響で延期させていただいておりました「平成24年度 第2回 川西市男女共同参画審議会」を始めさせていただきます。

本日は何かとお忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。また、本日は高山委員さん、西尾委員さん、中井委員さんは仕事の関係でご欠席のむねご連絡をいただいています。

それでは、ここで審議会の委員の皆さま方へ、ご紹介が大変遅くなりましたが、4月の人事異動で市民生活部長に大森が就任いたしておりますので、紹介をさせていただきます。市民生活部長の大森でございます。

【事務局】大森でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

【事務局】本日お配りしております資料でございますが、お手元には、本日の次第書と審議会等の今後の日程の2点をお配りしております。なお先日お送りいたしましたプランの答申案のたたき台は、お持ちいただいておりますでしょうか。

それでは、これより、会議の進行につきましては、高島会長にお願いしたいと思います。高島会長よろしくお願いいいたします。

【会長】それでは、早速でございますけれども、今日の議事事項、川西市男女共同参画プランの見直しについてを議題とさせていただきます。まず事務局から、たたき台及び答申案についてご説明をいただきたいと思えます。よろしくお願いいいたします。

【事務局】 それでは、プラン答申案につきましてご説明させていただきます。

「第3次川西市男女共同参画プラン策定に当たっての考え方について(答申)案 ~男女の自律と平等をめざして~」をご覧ください。

このタイトルにつきましては、あくまでも事務局案ですので、タイトルにつきましてもご協議いただければと思っております。

それでは、前回の審議会でご指摘をいただき、修正を加えました主な点につきまして、ご説明させていただきます。

まず、14ページをお開きください。上から二つ目の のところです。

前回の審議会では、女性を積極的に雇用したり、男女共同参画の理念にそった労働環境を創出している事業者を顕彰し、広報かわにしなどで公表するべきであるとのご指摘いただきましたので、そのような内容の文章を追加させていただいております。

また、同じページの一番下の のところですが、前回までは「自営業同士のネットワークの形成や情報提供、交流機会の確保など、働く条件の向上が図れるようなサポート体制づくりが必要です」となりましたが、自営業同士のネットワークの形成と書いてあってもイメージできない、また、自営業者というよりも農家などの女性に顕著な二重労働といった問題をきっちりと書き込む必要があるとのご意見をいただきましたので、そのような内容に改めさせていただいております。

隣のページ、15ページをご覧ください。

上から二つ目の の1行目のところですが、前回までは「パートナーである女性の社会参画を困難にしています」でしたが、ここは「社会参画」ではなく「就業継続」とはっきり書いた方がいいというご指摘がありましたので、そのように修正しております。

同じページの「施策の方向」の4番目ですが、前回までは「庁内推進体制の整備」となっていますが、庁内推進体制の整備という言葉は何回も出てきてインパクトがないことから、率先して庁内でワーク・ライフ・バランスを推進していくという趣旨の文言に変えるべきであるとのご意見をいただきましたので、「庁内ワーク・ライフ・バランスの率先行動の推進」とさせていただきます。

次に、22ページをご覧ください。

「施策の方向」の4番目ですが、前回までは「各種相談窓口の充実と市民への周知」でしたが、いろいろなところにある相談窓口を男女共同参画の視点でまとめていくことの大切さや窓口を一本化することの是非についてご論議いただきましたことを受け、「各種相談窓口の充実・連携強化と市民への周知徹底」とさせていただきます。また、これに関連しまして、一つ目の の下から2行目、1行目につきましても、同じような表現に改めさせていただきます。

次に、27ページをご覧ください。

「施策の方向」の1番目ですが、前回までは「庁内推進体制の整備と評価指標（数値目標）による進行管理」でしたが、ここも「庁内推進体制の整備」となっておりインパクトがないため、「庁内推進体制の整備・強化と評価指標（数値目標）による進行管理」にされたいとのご意見をいただきましたので、そのように修正させていただきます。

その下の2番目のところですが、前回までは「男女共同参画センターの周知徹底と機能拡大」でしたが、指定管理者制度を導入する中で機能拡大といっても具体的にどういうことかよく分からないので、ここは「男女共同参画センターの周知徹底と社会教育機関、その他の諸団体との連携強化」とされたいとのご意見をいただきましたので、そのように変更させていただきます。

その下の3番目のところですが、前回までは「男女共同参画のモデルとなる庁内推進体制」でしたが、「庁内男女共同参画モデル化の推進」とはっきり書いた方がいいとのご意見をいただきましたので、そのように変更させていただきます。

次に、28ページをご覧ください。

すみません、上から2つ目の のところですが、2行目に「要請」とありますが、これは「養育てる」の「養成」の間違いですので、そのように訂正していただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

それから、その下の「施策の方向」の2番目ですが、前回までは「男女共同参画市民リーダーの育成」でしたが、昨年度から実際に男女共同参画市民企画員が活動されていることから、「市民企画員の育成」と明記する方がいいのご指摘をいただきましたので、そのように修正させていただきます。

答申案の説明につきましては以上です。

続きまして、「プランたたき台」につきましてご説明させていただきます。プランたたき台の1ページをご覧ください。

前回までは、ローマ数字の として「施策の趣旨」、ローマ数字の として「策定の背景」があり、「世界の動き」、「国の動き」の記述が続いていましたが、見出しの言葉が非常に堅苦しいので、 は「策定の趣旨と背景」とし、「世界の動き」から「川西市の動き」までを一括して書いてはどうかとのご意見をいただきましたので、そのように修正させていただきます。

次に、4ページをご覧ください。

前回までは、「第2章 計画の概要」となっていますが、「計画の概要」という言葉は難しい言葉なので「計画の位置づけ」とし、これを第1章の としてはどうかとのご意見をいただきましたので、そのように修正させていただいております。また、「計画の性格」の上から一つ目の黒丸のところに、男女共同参画社会基本法や国の第3次男女共同参画基本計画等との関係についての記述を新たに加えさせていただいております。

次に、5ページをご覧ください。

ここは、前回までは第1章の中にありまして、見出しは「基本的な考え方」、 は「取り組み実績」、 は「評価と課題」となっていますが、これでは「基本的な考え方」という見出しが目立たないので、ここの見出しは「第2章 基本的な考え方 目指す社会 」とするとともに、 は「これまでの実績と今後の課題」としてはどうかとのご意見をいただきましたので、そのように変更させていただいております。

また、7ページになりますけれども、前回までここの見出しは「 基本理念と重点課題」となっていますが、そのすぐ下の記載内容が現行プランの六つの基本的な考え方と、新プランに加えるべき新たな考え方となっており、「基本理念と重点課題」がなかなか出てこないの分かりにくい、これらがパッと出てくるようにもう少し考える必要があるのではないかとのご指摘をいただきましたので、見出しを「 基本的な考え方」としました。

そして、10ページになりますけれども、ここの見出しを「 第3次プランの基本理念と重点課題」としまして、そのすぐ下に「基本理念」と「重点課題」がくるように修正しております。

また、「重点課題」の一つ目の黒の菱形ですが、前回の審議会のあとで、重点課題に「意識変革の促進」が抜けているというご指摘をいただきましたので、「男女とも意識変革の促進」という文言を追記させていただいております。

それから、少し戻りまして8ページをお開きください。

(6)生活と仕事の調和(ワーク・ライフ・バランス)のところですが、前回までは現行プランとほぼ同じ文章を記載しておりましたが、「国連持続可能な開発のための教育の10年」や「持続可能な社会」のことが書かれており、全体として非常にわかりにくい文章になっているとのご指摘をいただきましたので、まったく違う文章に変えさせていただいております。

次に、11ページをご覧ください。

A3の用紙ですけれども、第3章のタイトルは、前回までは「基本目標と基本課題」でしたが、「6つの基本目標と16の基本課題」にしてはどうかとのご意見をいただきましたので、そのように修正させていただいております。

それと、すみませんが、基本目標6、基本課題15、施策の方向 のところをご覧くださいませでしょうか。「男女共同参画センターの周知徹底と社会教育機関、その他諸団体との連携強化」とありますが、「その他の諸団体」の間違いですので「の」を加えていただけますでしょうか。

また、基本課題16、施策の方向 のところですが、「男女共同参画市民企画員の育成」とありますが、「企画員」の下に下線を引くのを忘れておりましたので、下線を引いていただけますでしょうか。すみませんが、よろしく願いいたします。

次に、62ページをお開きください。

これも訂正のお願いですが、一番上の黒丸のところですが、2行目から3行目に飛んでしまっているところがありますので、つなげておいていただけますでしょうか。よろしく願いいたします。

次に、76ページをご覧ください。

14番のところですが、前回までは「積極的格差是正政策」となっていますが、いろいろとご意見をいただきまして「積極的改善措置」に改めております。

次に、78ページをご覧ください。

24番の「人権教育のための世界プログラム」ですが、前回までは現行プランと同じ文章だったのですが、「人権教育のための世界プログラム」の説明ではなく、「国連持続可能な開発のための教育の10年」の説明になっているのご指摘をいただきましたので、「人権教育のための世界プログラム」の説明となるように内容を変更させていただいております。

最後になりますが、85ページをご覧ください。

55番の「ジェンダー・バイアス」ですが、これも前回までは現行プランと同じ文章だったのですが、句読点が少なく、文書が長いというご指摘をいただきましたので、少しでも読みやすくなるよう修正させていただいております。

説明は以上です。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

【会長】ありがとうございました。それでは、お気づきの点をご指摘くださるなり、ご質問なり、ご意見なりを出していただきたいと思います。どなたからでも結構です。

【委員】すみません、ずっと1個ずつ止まらないで、気になった点、言っていっていいですか。

【会長】はい、どうぞ

【委員】まず、答申案の7ページの最初の基本目標のところなんですけども、言葉の感じで気になるところがあるんですけど、4行目、その解決にあたるための教育・啓発の推進を促進する。これちょっと二重で話が出ているような気がしますので、これ直していただきたい。それから9ページの7の男女平等教育が進展、これちょっと進展って言葉がいいのかどうかを、一度調べていただきたいなと思います。進展ってちょっと辞書引きますと、良否が判明していないという意味が書いてあるんですよ。これが本当に、辞書がいいのか、文章的にいいのか、ちょっと分からないのでもう一度ちょっと聞いていただいて、していただきたいと思います。

それから14ページの先ほどご説明のあった自営業の件なんですけども、自営業って言葉を外されたあとが、農家や個人商店という、ちょっと特定されているんですけども、ほかにはないんでしょうか。例えば家内工業的なものは川西市の中には無いのかなというふうに思ったので、自営業イコール農家と個人商店と特定されているような受け方をしました。

それから、17ページの3番目ですね、ずっと読んでいったあとで、広域で小児救急って書いてあるんですが、この広域っていうのはこちらの男女共同参画プランの中で広域というのはどこを表しているのかというのが、ちょっと明確に出てこないんですね。ほかの部分で広域の小児救急っていうのはよく分かるんですけども、ここの資料の中だけでは、広域というくりがよく分らないので、ちょっと説明がいるのではないかなあというふうに感じました。ざっとそうなんですけど、もう1個気になった点がですね。たたき台の方の10ページなんですけど、今ご説明があった重点課題のところの男女共同参画の子育て・介護支援なんですけど、男性職員の育児休業取得は、これは第三者にさせていただくわけじゃなく、行政の方がされるということで、促進ではなく推進という言葉に変えられることではないかと思います。すみません、以上です。

【会長】はい、ありがとうございました。事務局の方から、一つひとつお答えなさいますか。お考えを、今の、そういうふうに訂正された方がいいんでしょうか。

【事務局】そうですね、おっしゃっていただいていることは、ごもっともだなとお伺いしておりますので、修正をさせていただきたいと思います。また、広域とかどの範囲であるかというのももう一度その辺を検討しまして、説明を加えたいというふうに思います。

【会長】ほかの方たち、今のご意見に何か。それじゃなくて、こうだとか、何かご意見ありますでしょうか。

【事務局】答申案の14ページのご指摘をいただきました、農家や個人商店に限定しているところに関係するんですけど、前は自営業という表現だったんですが、ここはですね、ここをもう少し、どのような感じで修正をさせていただいたらいいかというのを、ちょっとご意見いただければと思うんですけど。

【委員】今のご指摘だと、つまり家内工業的なものが抜けるんじゃないかと、家族単位でやっている。だから個人商業じゃなくて、個人商工業とかね、そういう入れ方が必要になってくるんじゃないかと。確かにそうだろうと思います。

【事務局】それでは、そのような文言を加えさせていただきたいと思います。

【委員】すみません、やはりJAの団体なんで、これね、特に農家などの女性についてはというのは、農家の女性でも様々な社会的な活動をされて、とってこれ暗いイメージがあるので、本当に農家の女性がそうなのかどうかね、JAで確認していただきたい。決してそんなことはない部分の方が多いと思うので、この書き方は非常に抵抗があるので、もうちょっと変えていただけないでしょうかね。

【会長】男性の方はよく参画されているんですか、家庭生活に男性が。

【委員】男性がですか。そういうお家もあると思いまし、お嫁さんがもう早く亡くなられたお家は男性がされているところもありますし、女性も本当に様々な社会活動に出てらして、ほとんどお家にいらっしやらない方もありますので、現状をもう少し聞いた方がいい。もちろんこういう家庭もあるかもしれませんが、明るい方がいい。

【事務局】また、いろいろと調べてから書き直しさせていただきたいと思います。

【会長】他にありませんか

【事務局】この件は、委員さんの方からもこういった個人商工業ですか、そういった部分のネットワークの形成ということで、なかなかその辺がピンと来ないということで、前回もちょっとご発言もあったんですけども、その辺でちょっとこれについて、もう少しご意見をいただいたら嬉しいかなと思うんですけども。

【会長】ほかにございませんか。そうしたら私、たたき台の方なんですけども、7ページのところに基本的な考え方っていうのがあるんですけども、実は5ページに基本的な考え方っていう文言が

出てるんですね。これ重複しますので、5ページの方を平仮名の「かわにし」の、平仮名の「めざす社会」、「かわにしのめざす社会」と書いて、その基本的な考え方というのはあとで生かしたらどうかと思います。めざすは「めざす」、ひらがなの方が良いです。

ほかにございますか。

【委員】よろしいでしょうか。細かいことになるんですけどね、せっかく修正していただいたんですが、つまりたたき台でいきましたら66ページになりますし、それからA3の方ですと、6の男女共同参画施策の推進と進行管理のうちの、15、男女共同参画の施策推進体制の強化の中の、その表現ですが、男女共同参画センターの周知徹底と社会教育機関、その他諸団体との連携強化となっているんですね。「の」が入ってしまうとですね、意味が変わってしまいまして、社会教育機関、その他「の」諸団体という、社会教育機関が団体になっちゃうんですね。

だからこれは、もしそれを生かすのであれば、その他「の」と、「の」を入れたあと生かすのであれば、諸機関、諸団体との連携強化とでもしていただいた方が適当であろうと思うんですね。もともとは、社会教育機関、その他諸団体との連携ということで意味があったんですけども、「の」が入ったから、そうすると社会教育機関、これが諸団体になってしまうので、ですから社会教育機関、その他「の」を生かすのであれば、その他の諸機関、諸団体との連携強化、あるいは諸機関・団体との連携強化としていただければ趣旨は通じるかなと思います。

【会長】「の」を取っちゃったらいいと思います。

【委員】もう一つ細かい話ですが、児童委員のことが出てくるんですが、民生委員・児童委員となっているところのほかに、それに続いて児童委員と出てきたところがありますよね。これは、民生委員と児童委員と兼ねているところは、民生委員・児童委員で、それとは別に単独で児童委員がいると、そういうことでの表記なんでしょうか。

それとね、具体的施策のところ、すみません、たたき台で19ページの2の9のところですね、コミュニティ、PTA、民生委員・児童委員、それから児童委員、青少年補導委員となってきたので、前の方は民生委員と兼ねている児童委員、次は単独の児童委員ということなんですか、ということですね。

【事務局】すみません、二つ目の児童委員を削除するのを忘れておりました。すみません。

【委員】そうですね、単独の児童委員ってあまり聞いたことないんで。

【事務局】主任児童委員さんは、この民生委員・児童委員さんに入るわけなんですね。

【委員】はい、私に聞いてるんですね、そうです、入ります。

【会長】男女共同参画推進委員というのと男女共同参画市民企画員というのは、ダブルところがあるんですか。今日、その市民企画員っていう言葉に気がついて、推進委員というのとどこかダブって、違うところもあるんですか。

【事務局】平成21年の6月まで活動されていたのが、男女共同参画推進委員さんなんですけども、

もう新たな募集もかけていませんので、それと推進委員さんがやっておられたのは、2年間かけてですね、フォーラムを開催するというふうなことをされていたんですけど、非常に結構お金、予算をかけてですね、割と大規模なフォーラムを開催してたんですけども、なかなかその辺の予算がですね、従来どおりのイベントをするということがなかなか難しくなってきましたので、それで新たにまた、ちょっと違う形なんですけども、男女共同参画市民企画員さんっていうのを23年度から募集しまして、活動していただいているんですけども、その方たちは任期が1年ごとなんです。それで、フォーラムをやっていたときより、その本当にもう4分の1とか、5分の1とかの経費で、男女共同参画をより効果的に進めていただくようなことを市民の方ご自身で企画していただいて、運営をしていただくというのが市民企画員さんということになります。

【会長】市民って、推進員というのは、県民局単位でやっている人たちのことを言っているんですね。

【事務局】県でもやってますけども、それとは別に市単位でやっています。

【会長】市単位で。

【委員】事務局、ご苦労さまでございます。大分終盤に入ってまいりました。ちょっと3点ですね、細かいところと一つ目はちょっと大きな修正というか、私の要望というか、前の時に54ページなんですけれども、たたき台、54ページのところで、一つ目の黒丸の一番最後の行なんですけども、最後の2行のところ。相談窓口の周知徹底に努めていますとありますよね。周知徹底なんだけれども、私の記憶ではですね、徹底し、それで結局、連携したり徹底するっていうのは、対応の迅速化が大事だという話が議論にあったと思うんですね。なので、私のちょっと前のメモでは、ここは周知を徹底し、対応の迅速化にも努めていきます。結局、スピード化といいますかね、何のために連携するのかという、連携強化を言いながら努めるぐらいでは弱いんじゃないかなということで、対応の迅速化があって相談体制がすごくより整備されていくと思いますので、そのようになさったらと思います。

【事務局】分かりました。そのように修正させていただきます。

【委員】それとですね、あとは77ページですけど。これはもう全然、77ページの19と20の間でたぶん2~3行空けるんですよ。詰まっているというか、たぶんNPOは次のページに行くと、これはちょっと簡単なことで、あとはちょっと皆さんにご相談といいますか、35ページ、大きく言えば基本課題6ってあるんですけど、文言の問題なんですけど、「男女ともに」っていう言い方をよくしますけども、私、ちょっとこういろいろ言われる、「男女ともの」っていう、こういう表現って皆さん引っ掛かれないのかなって。「ともの」という日本語っていうかですね、ちょっと何か、「ともに」何かしていくかですね。皆さん、男女双方のとかですね、何かこう、互いのとか、ちょっとそういう、35ページ、それ以外のところでも、「ともの意識改革」とか出てくるんですけどね。

【会長】県のプランで使っているんですよ、「ともの」って。これ、私がここで言ったところで、相互でもいいですしね、「ともの」っていうのは。まああんまり美しい表現ではないと思ってます



けど。

【委員】10ページですけれども、重点課題トップの「男女とも意識改革」ってあって、ちょっと「とも」だけが皆さんの中で、もう別にだんだん日本語として普通に使われているのでしたら…。「相互とか」、「互いに」とか、「相互とか」何か。

【会長】何かこう、「一緒に」なんですよ

【委員】いかがでしょうか。あまり違和感なければ、こうしていただいたら結構なんですけど。

【会長】一般の市民の方に、違和感がありそうだったら、今委員がおっしゃってくださっていたような言葉もちょっと考えていただいて。いかがですか。

【委員】違和感あります。

【会長】ありますか。そうしたらもう、何かに変えた方がよろしいですね。3カ所くらいでしょうか。施策の方向からだいたい今あったと思います。

【委員】大きなところで10ページの重点課題のところ、同じくちょっと大きなA3のところとか。

【会長】基本課題の6です。

【委員】ちょっと事務局の方で、ご検討いただけますか。

【会長】ここで、今ですか。

【事務局】できましたら、この場で。

【会長】この場で何か…。ちょっと挙手していただきませんか。

だけど、違和感があるって、お二人の委員の方がおっしゃっているんでだから、変えた方がいいですかね。

【委員】各部分で、同じ言葉には変えられないですね、これは。「とも」という言葉の言い換えは一つになって、それが全部に使えるっていうものではないように思いますね、文章を読ませていただくと。「相互」という言葉が適切な場合と、また別の言葉を考えないといけない場合もありますのでね。

【会長】そういう場によって、適当に変えてもらうことがポイントなんですね。

【委員】「男女の」だけでもいいような部分もあります。

【会長】「男女の」ね。ただ強調したかったんですよ。男性がなかなかワーク・ライフ・ balan

スを実現しないから、一緒にということなんですよね。事務局、その辺よろしいですか、お考えください。

【事務局】わかりました。

【会長】ほかにありませんか。

先ほどの委員のご意見をお聞きして思い出したんですけれども、案の方の27ページなんですけれども、の上から三つ目なんですけれども、これは男女共同参画センターの果たすべき役割のようなことが書かれていて、そして男女共同参画センター相談機関連携システムを構築していくと、男女共同参画センターにいるんな相談に来られる人があって、そういう方に対して、こういうところに行ったらいいですよというふうな、このつなぎができるように、そういうことを努力して連携システムを少しずつつくっていくということと、それともう一つは、後半の部分なんですけれども、訂正の用紙が入っていたと思うんですけれども、

【事務局】それは入っていないです。

【会長】それは入っていないんですか。それで、先ほどちょっと事務局ともお話してて、施策の方向のところ2のところ、男女共同参画センターの周知徹底と社会教育関係、その他諸団体との連携強化ということがあります。この、上から三つ目のに加えたような形で、その男女共同参画センターの役割みたいなものを、男女共同参画センターがもう少し多くの市民に知られて、そしてその利用が促進されるような広報活動に努めるとともに、講座の開催などを通して公民館とか、生涯学習センターっていうような、社会教育機関その他諸団体との連携強化を図る必要があるというふうなことを書き込んだらどうかと。窓口の相談の場を連携していくということと同時に、男女共同参画センターを広報するために、単に男女共同参画センターだけじゃなくて市内にある様々な公民館とか、生涯学習センターの場を借りてなさるようなときもありますから、そういう教育機関なり、地域団体等との連携もセンターが中心になって広げていっていただきたいと。男女共同参画センターに集まる人だけじゃなくて、それ以外の場を利用して、啓発をしていくチャンスを生かしていきたいというふうな趣旨を入れたいということで書き込んでいただけたらというふうに思います。ほかにありませんでしょうか。

【事務局】すみません、同じページの、27ページなんですけれども、基本課題15番の一番下のなんですけれども、「市では、平成25年度から地域分権制度を本格的に実施するために地域担当職員制度をスタートさせます。この地域担当職員をコミュニティワーカーと位置づけ、男女共同参画の視点で支援活動が行えるよう研修等を行う必要があります」ということで、前回も委員の方から、コミュニティワーカーの中にもあったんですけれども、この中で、一つ、地域担当職員制度ということで入れさせていただいております。

ただ、ちょっとこの文面の中で、まだまだですね、今現在来年から10年、総合計画の計画づくりが始まっておりまして、その中で地域分権制度も大きな根幹となる部分なんですけれども、今現在、地域分権制度という、一定の財源を地域に委譲して権限を任すということなんですけれども、この部分が25年度から本格的に実施するのは、ちょっとなかなかしんどいかなというのと、26年度以降にですね、地域分権制度は本格的に実施されるものかなということでその辺ちょっと考えておりまして、またこれ、総合政策部とも調整するところなんですけれども、地域担当職員につき

まして、今年、創設に向けて、24年度中に検討して、そういうですね、コミュニティワーカーという、まさしく地域とのパイプ役になって、いろんな相談とかいろんな地域の課題に向けて動いていくという職員を設けていこうということになってくるわけなんですけれども、まだまだ内容的にはですね、こういった職員をそれにさせるかとか、そういったことはまだまだ今後の検討となっておりますので、こういったことももう少しこの部分につきましては、総合政策部とも十分に話をしまして、コミュニティワーカーの部分をもう少し修正を最終的には加えさせていただきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【会長】ほかにございませんでしょうか。

【委員】特にありません。

【会長】それでは、ちょっと気がついたところを申します。資料のところなんですけれども、用語解説のところなんです。私はこれ、あまり詳しくは精査して読んでなかったんですけども、ジェンダーのことについてちょっと確認してみたんですね。で、「ジェンダー」というところを書くにあたっては、事務局が西尾委員にもご意見を聞かれてまとめられたということなんですけれども、ちょっと西尾委員のお話をちょっと誤解されたりしてまとまってるんじゃないかなという気がしましたので、ちょっとこういうことではないんでしょうかということ意見を意見として申しあげたいと思いますね。

こういう問題については、やっぱり皆さんで同じように共通認識を持っておく必要があるというふうに思いました。「ジェンダー」のところ、「たたき台」の77ページです。それで「社会的性別」という、まあ言葉はよく使われるんですけども、「外性器で判断した生物学的性別を『セックス/sex』』というのに対して、社会的・文化的に形成された男女の違いを『ジェンダー』』といいます。「また、」というのちょっと要らないと思うんですね。「人の生殖腺、内性器、外性器の組み合わせにも、多様性があり、男と女の二分法に収まらない場合もあることなどから、性に関わる差別・被差別、権力関係、支配関係を問題視する概念であるという指摘もあります」と。何か、ほかききって書ききった感じがするんですけども、これだとちょっと意味が通らないような気がします。最初の2行はいいと思うんですけども、「ジェンダー」っていうのは、生物学的性別に対して、社会的・文化的に形成された男女の違いを「ジェンダー」と言うんですけども、結局その「ジェンダー」という言葉を遣いますと、社会・文化的に形成された男女の違いを言いますと、必ずと言っていいほど、だって、だけどそういう社会的な違いはあるけれど、でも基本的にその男と女っていうのは生物学的に違うんだから、だからそのジェンダーなんかを強調する必要はないというふうな反論があるわけですね。

それで、そういう生物的に考えても、しかし、その次の文章なんですけれども、人の生殖腺、内性器、外性器の組み合わせにも、多様性があるって、現実の男女のあり方というのは、生物的に考えても、そういうふうな二分法には収まらない場合があるということなんです。で、非常にグレーな部分があるって、いろんな性の男と女の社会・文化的なあり方がある、生物学的にも多様だということなんです。で、そういうことで、ジェンダーはそういうこともあるし、そういうことに加えて、生物学的な性差に加えて、社会・文化的に形成されている、様々な現実存在する女性性への偏見とか、女性性と男性性との差別・被差別とか、支配・被支配関係を、社会・文化的に形成されたそういう社会関係を「ジェンダー」と言うのだというふうに、私は基本的にそう考えているんですけど、ちょっと文章がぶれたり何かして、ちょっと文章をもうちょっと的確に書いていただけ

たらということが一つです。

それからもう一つは、16番もジェンダーの問題なんですけれども、もう1回その繰り返しになってますけれども、「『社会的性別』すなわちジェンダーは、性差別、性別による固定的役割分担とか、偏見等につながっている場合もあって、これらが社会的に作られたものであることを意識化していこうとするものです」よね。で、その次の文章は重複していますから省いちゃってもいいと思うんですけれども、「このように、『社会的性別の視点』でとらえられる対象には、性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等がある」というのは、もう上に書いてますから要りませんけれども、こういうものは男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるもの、それを特に意識化する、概念としてジェンダーという言葉が考えられるんですね。

それで、「その一方で、」しかしながらということですね。しかしながら、対象の中にはですね、例えばですね、お雛様のお祭とかですね、男の子の鯉のぼりの日のお祝いですね、ああいうものは、別に男女共同参画を阻害するような問題ではないんですね。だから、男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられるものももちろんありまして、このようなものまで見直しを行おうとするものではありません。それで、現実にはそういうふうなものを全部やめてしまえというふうな激論もあるわけですが、そんなことをする必要はありませんということですね。それで、社会制度・慣行の見直しを行う際には、社会的な合意を得ながら進める必要があります。ここのところは妥当な表現なんですね。ちょっと重複があったりするという、それをちょっと考えます。

この辺、基本的なことなので、それから一番最後にもう1回「ジェンダー」という言葉が出てきますけれども、社会的性別は、また繰り返しですけれども、社会・文化的に作られる偏見・偏向のことですね。それで、賃金格差も性別により数量的な偏向状態があることを述べて、さらに、その原因にジェンダーにもとづく偏見が存在することを指摘する場合に用いられますと。ジェンダー・バイアスという言葉は、で、ジェンダーに基づく偏見は社会の価値観が男性中心主義にとらわれていることに起因すると捉えて、人々の価値観の中に埋め込まれた「意識」でしょうね、意識及びその再生産過程を問題視する場合に用いられています。これは「ジェンダー」について3番目に出てきている言葉なので、まあだいたいこの文章でいいと思うんですけれども、そんなことを考えたんですけれども、

委員、何かありますでしょうか。

【委員】そうですね、ちょっと表現が硬い…。こなれてないという感じはありますね。

【会長】はい、はい。

【委員】学術用語辞典などに書きそうな表現ではあるんですけれども、ちょっと一般の人にも読んでいただいて分かっていただくのに、もう少し砕いた書き方ができるんじゃないかなという気がしないでもないんですけどね。

【委員】77ページの15番のところなんですけれども、私なんかは一般であり学術的な部分には暗いんですけれども、ジェンダーの3行目ですね、「男と女の二分法に収まらない場合もあること」などから、「性に関わる差別・被差別関係」というようなことを私は、性同一性症候群のことに触れているのかなと。

【会長】そうですね、そういうことです。

【委員】そうなんですか。ではそういう言葉を遣っていただく方が分かりやすい。これだとちょっと全然…。

【会長】そういう言葉を具体的に書いていただく。そうですね。

「場合もあることから」という表現、ちょっと内容不適切だと…。「権力関係」という言葉も別に違う必要はない。まあ分かりますよね、差別・被差別、支配・被支配というのは。

あと何か、お気づきのところ、センター長、いかがですか。男女共同参画センターの活躍分野をもうちょっと広げていただいて、機能をもっと強化していくという方向で書き換えという、今事務局の方のお考えで、大変な、仕事の量が増えるということ。

【センター長】前回欠席させていただき、失礼いたしました。その部分の強化、連携強化、要は二つ、男女共同参画センターの機能の中での強化の部分があるのかなと。一つは、川西市内の各機関との連携、それは講座とかいろんな啓発部分も含めてですね。もう一つは、やっぱり相談窓口としてのそういう連携強化も含まれているのかなというふうに捉えました。それは、本当にセンターで業務に携わらせていただくようになって痛感しているところでして、今、昨年度から今年度、少しずつそういう連携を深めようとしているところです。

昨年は、ちょうどPTAの方の、人権関係の何か企画をしたいということでセンターの方にご相談に見えたことから、中央公民館の方で場所をお借りして、センターのスーパーバイザーをしていただいている小川さんにメディアリテラシーのことで、PTAの保護者の方々を中心に講座を持たせていただいて、こういうアウトリーチがあるんだなということ去年度実感したところなんです。今年度やっぱりそういうふうに動いて行きたいと思っているところでございます。

相談に関しては、DVも含めて、地域・相談課さんとも、本当に田中課長補佐とも一緒にどういう連携が取れるのかということをご相談にのっていただいている、ただ、特にDVとか女性の相談というのは繊細な部分もございますので、女性のための相談があることの周知徹底は非常に必要だと思っておりますが、いざまさかのときにどういう連携をしているかというところは、内部での連携強化と周知徹底のネットワークの厚さみたいなのがどうなのかなと、そのあたりを今いろいろしているところです。

【委員】今のお話に関係しないんですけども、前から課題になっていることですが、「たたき台」の23ページ、あるいは25ページのところでですね、審議会等への女性委員の登用率が40%では、とても達成できないだろうということで、30%に目標値がなったことなんですけどね、何度も言いますように、もう多くの自治体でと言ったら言いすぎかもしれませんが、かなりの自治体で30%をもうクリアして40%に近づけよう、国の方もそういう動きなんですよね。そういう中で、現状から考えればこれでやむを得ないとしても、少なくとも(現状と課題)のですね、文章の中、23ページの上ですね、そこの上にもう少し、何て言うんでしょうか、インパクトの強い表現をしないと、またズルズルとなりそうな感じがするので、一番上、「女性委員の登用率の向上目指して、女性のいない審議会等の解消に努めるとともに、目標値である30%の実現をめざす必要があります」、いかにもちょっと弱いんで、少なくとも「早急に30%の実現をめざす必要がある」とかですね、何かちょっと表現を強めていただくとか、が要るんじゃないか、あるいは現状を書いてですね、まだ非常にどういうのかな、遅々としているところを書いて、さらにそういうふうに早急にというようなことを書くとかですね、ちょっとそうしないとこれいつも同じようなことが書いてあるというようなことで、「またか」だけで終わってしまいそうな感じがするんです。

【会長】目標値を40に変えますか。

【委員】恐らくようしないんだろうと思って。

【会長】29年までですよ。

【委員】そしたら40ですよ。

【委員】本来はそうなんです、本当は40なんですけれども、ほかのところはみな大体40にしていますが、なぜ川西はこんなゆるいところでまだまだやってるんだということになりかねないので、これは現状が低いからしょうがないという見方もあるでしょうけれど。

【会長】市の職員の管理職に占める割合も、川西は低いですよ。これみんな10パーセント超えていると思います。

【事務局】パーセンテージは忘れましたが、県下でも半分より少し下のところに位置しています。

【委員】この場合の市職員の管理職というのは、課長級以上ですか。

【事務局】はい、そうです。

【委員】ということですね。

【会長】課長級以上ですか。

【事務局】審議会等への女性委員の登用についても、大きな声ですね、目に見えて分かるようにしようということで、各所管につきましても女性の登用という形で言ってるんですけども、なかなか登用するところと、なかなか登用が進まないところと、なぜ登用が進まないかと言ったときには、市民公募とかなりますと、市民から女性の登用という形で出てくるんですけども、各団体とかからの推薦となりますと、なかなか各団体を構成されている方が男性の方ばかりですので、女性が団体に入っていらっしゃらない、役員さんのだいたい男性、そういう方がどうしても出てくるということになってしまいますね、はい。その辺が、もう少し各団体からの推薦をもう少し…。

【委員】じゃ「女性を出してください」と。

【会長】そうです、そうです、「女性を出してください」と。

【委員】つまり、団体長に限らない、団体の推薦という形ですから、そうすると団体としてのいわば副会長、例えばですよ、副会長に女性の方がいらっしゃったら、その方に出てもらったらいいわけですね。だから少しほかの自治体がどうやってそこをクリアしていったかということ調べてい

ただ、それを適用していただければ川西だって決してできないことはないと思うんですけども、ちょっとそのあたりがね。

【委員】コミュニティとかそういうところは、女性の役員さんの方が多いんですよね。なのにトップを出してくるとね、男性が多い。

【事務局】ある意味では会長なり、「あて職」というのもだいぶん審議会の部分でもありますのでね。「あて職」となりますと、会長となりますと男性の方がされると。

【会長】「会長でない人」って。

【委員】だから、「あて職」のところをですね、今も言ったように「その団体を代表する人」という表現ぐらいにして、団体に推薦で、代表とする人を出してもらおうというように持っていけば、クリアできるはずなんですよ。公民館運営審議会とか、社会教育、これは法律が今変わってしまいましたけれども、前に法律であったのは、「その団体の代表する者」だけれども「団体の推薦する者」となっていて、必ずしもその長とは限っていない。これも初めからそういう法律だったんですよ。だから、それを考えればいいんだと思うんですけどもね。条例で定めてあればなかなか大変だと思うけれども、要綱とかそれくらいで定めてあるのであれば、変えられますよね。

【委員】ちょっと言われるのは、どこの審議会や、委員会、集まりに行っても、同じ顔ぶれだったということをよく聞くんですね。だから違う人が、いろんな立場から出て発言していただくということがすごく大事だなと思いますのでね、そういう形も内部で整えていただいたら。

【会長】市民公募の方は、重複してませんよね。いろんな委員会。それも、ちゃんとチェックした方がいいと思いますね。市民代表とは言うものの、同じ市民がいろんなところに入ってるという場合があるんですよ。町によったら。だからそれだったら、市民公募という意味がちょっとなくなっちゃう。いろんな人に要請してもらおうという。

もう随分出ましたけれども、ほかにもまだまだ読めば出て来るのかもしれないんですけども、ほかにはないでしょうか。

【委員】この内容についてはなくてですね、先ほどセンター長のセンターの活動という点から考えてみるとですね、やはり活動を広げていくということについては先ほどおっしゃっていましたが、フォーラムを以前やられましたね、大きな、女性フォーラムみたいなのをされたんですけども、かなり川西市市内の女性の意識改革があれでできてきたんだと私は思っているんですね。で、センター長と私も、こういう活動に入っていくという、きっかけであったりもしたこともあります。ですからやはり、あれを復活していただきたいと。お金がかかるというふうにおっしゃっていますけれどもね。そういうふうな観点からそういうものを計画していくということは、またかなり期間が開いていますので、世代的な違いの方が入って来られるのではないかという思いもありますので、そこら辺も考えていかないと。まっここで言うことではなくて、一般質問でやるべきかもしれないけれども、希望をしておきたいと思います。

【センター長】私が参加させていただいていた頃は、女性フォーラム実行委員会というのがござい

まして、私は平成10年から参加させていただきました。で、10年が確か第8回ぐらいだったと思います。第1回はですから、だいたいその8年前ぐらいからなされていたのではないかなと思います。で、全部公募の委員会で、私も公募で8人くらい選ばれました。その年は、遙洋子さんを講師としてお招きする、だいたいアステホールを一杯にしようという400人規模の企画です。で、確かにそのときはまだ女性センターだとか、生涯学習センターとかのそういうところの講座の企画なんかも、いっぱい知る機会がありまして、本当に勉強になりました。

1年目の人が実行委員長になるということで、2年目の人は次の年度のサポートをするということで、私も平成10年、11年と参加させていただいたので、2年間、非常にいろんな学ぶ機会がありました。そのあと男女共同参画推進委員とって、確かその5年後くらいじゃないかなと思いますけど、それで数年間やっていました。それと、どうしても学びながら企画をした方がいいということで、単年度では学んでからいい企画を出すのに時間がなさすぎるという反省もずっと毎年出されていたので、それと予算措置とかいろんなことから、2年の期間の委員を募集して出るようになってたのではないかなと思います。

ちょっと私も詳しいことを忘れちゃったけれども、今日お配りした、たまたまですけども、記念フェスタのところに、ちょっとセンターの経緯みたいなのを入れたところに、こういう藤色の表裏の資料をプログラムの中に入れておりまして、そこに今までの経緯を、婦人センターのころからの経緯を入れてまして、そこにその委員会のことが少し入っているかなと思います。

【会長】いつ頃途絶えてしまったんでしょう。

【事務局】推進委員さんは平成21年の6月末です。2年に1回フォーラムを開催するというので、2年間分のお金を貯めていて2年に1回実行するというのがあったんですけど、今、その過去に貯めていたお金をもって、新企画員さんに活動をしていただきます。

【事務局】今年も市民企画員をもう募集しまして、女性の方、4人の方に応募いただきました。

【会長】それではほかに何か、要望でもご意見でも…。

それではスケジュールのことに移らせていただきましょうか。事務局の方から、ちょっと今後の予定について。

【事務局】すみません、そうしましたら、お手元に配らせていただいております予定表をご覧くださいませでしょうか。左の方が当初の予定についてということで書かせていただいております。今年2月にご確認をいただいた内容となっております。右側が、ちょっとそれから変更という形で、それと答申以後の予定についても書かせていただいている分になります。

2月のときにご確認いただきましたのは、だいたい6月頃に第2回目の審議会の開催をしていただきまして、それから答申案が確定する前にですね、市長を本部長とします推進本部会議の方に答申案を報告といたしますか審議会での審議内容を報告しまして、推進本部から意見がある場合は意見ももらってですね、それを7月の第3回の審議会、全体会の方でその意見をまた報告をさせていただいて、それでまた最終的な答申案を固めていただくというふうな流れでお願いいたしますというふうなことで申しあげていたんですけども、高島会長ともお話をさせていただく中でですね、特に答申書が固まる前に、推進本部会議にそれを報告するという手続きは、事務局の方で特に必要がないと判断されるのであれば、なくてもいいのではないかなというふうなお話もいただきましたので、通



常、答申書が固まってから推進本部の方に報告するっていうのが一般的な流れかなとも思いますので、そのような形で変更させていただければなというふうに思っています。

それで、今日、7月10日、第2回目の審議会全体会を開催していただきまして、幾つもまたいろいろご意見をいただきましたので、それをまた修正を加えさせていただきまして、できましたら8月の上旬から中旬の間で、おそらく最後になると思うんですけども、第3回目の審議会を開催をしていただければというふうに思っています。

それで、答申書を作っていただきまして、それをもちまして推進本部の方に報告をさせていただきたいと思います。あと、具体的な施策につきましては、またこれから庁内調整が必要となりますので、この夏の終わりから秋にかけてさせていただきたいというふうに思っています。

それで、パブリック・コメントをしていくことになるんですけども、担当としましては秋ぐらい、冬、12月ぐらいまでにできればなというふうに思ってたんですけども、市のおおもとの総合計画等も今策定をしまして、まずそちらの方のパブリック・コメントをしてから、各個別の計画が15ほどありますので、そのパブリック・コメントも順次していくことになってきます。それはまた、政策課の方で、いつ頃どうやっていくかということ調整していくということなんですけれども、男女共同参画プランにつきましては、来年の1月中旬くらいから1カ月くらいかけて、今の段階ではその時期にパブリック・コメントをさせていただく予定になります。で、最終的には来年の3月にプラン策定というふうな運びで進めていけるかというふうに思っています。以上でございます。よろしくお願いいたします。

【会長】今、事務局からご説明のあった通りですけども、最終のゴールは来年の3月で、答申案は今日初めて検討いたしましたので、それを今日のご意見を参考にして事務局でまとめ直していただいて、そして第3回の全体会議で認めていただくということによろしいですか。そういうふうにさせていただきたいと思います。日程はまたあとからですか。

【事務局】はい、今日ご欠席の委員さんも複数いらっしゃいますので、後日、私の方からまた日程調整の依頼をさせていただきたいと思います。また、すみません、ご協力の方をよろしくお願いいたします。

【委員】ちょっと確認だけさせていただきますと。プランは行政の方でお作りになるということですから、これで流れとしてはいいんですが、パブリック・コメントとられますよね、そしたらそれに対して当然反応が出てきて、それについて行政の方であとはもう処理されるということですね。この審議会の方はもう直接関係なしに。

【会長】それやっぱり報告がいりますね、審議会への。パブリック・コメントに対する市の見解をまとめていただいたものを。それも一番最後の…、この中に反映されるべきものは反映することになるわけですね。

【事務局】そうですね。

【会長】そうですね。その回が最終、パブリック・コメントのあとにもう1回たたき台の最終案を認めるっていう、認めるか認めないか、それは要りますね。

【事務局】施策については、今、会長の方からありましたけれども、委員からもありましたけれども、市の方が答申を受けてですね、計画を作る。施策の方についてもですね、施策を具体的にあげていくという形で、答申を踏まえて、パブリック・コメントで市民のご意見をいただいて、その分で施策については、市の方で、その部分を修正なり加筆なりしてですね、最終的にプランを作るんですけども、改めてこの審議会にかけさせてもらう必要が、その辺ご意見どうでしょうか。報告ということになるのかも分かりませんが、最終的にこういうプランを作りますというそういう報告の場が必要なのかなというのがあります。

【会長】パブリック・コメントをするその順番が、他にもいろんな計画があるのでこの時期になってしまったんですね。

【事務局】そうですね。

【会長】本当は、パブリック・コメントの意見というのはやっぱり貴重なので、それを受けてそして市がそれに対してどういうふうに見解を持つかということをもとめられたのを審議会に出されて、そして審議会でちょっと検討して、それをたたき台にも案にも本当は反映すべきなんだろうと私は思うんですけども、そういうふうにしてると思うんですけど、大抵。それがちょっとあとになってしまう、時期的に後になってしまう。で、そのパブリック・コメントの中には、プランの中にも盛り込むにふさわしい意見があるかも知れなかったり、そういうところもあるんですけども。15件もパブリック・コメントをするものがあって、この順番になってしまった。

【委員】最低限ね、やっぱりパブリック・コメントがこうあって、それに対して市の意見を返すというか、見解を返すということがありますよね。そのときに、会長なり副会長なりとですね、ご相談いただくとか、何かそのところはきちんとしといていただいた方がいいんじゃないかなと思うんですね。もう答申を受けてあとは行政の問題だと言えそうなんだけども、しかし、そのところで全く審議会と無関係というような形で進んでしまうのもどうかと思いますから、最低限そのところはね。

【事務局】議会につきましては、庁内調整が終わりましてから、パブリック・コメントを行う前に一度、議員協議会で「こういう形でパブリック・コメントさせていただきます」というご報告をさせていただきます。それで、パブリック・コメントが終わってからですね、また、こういう形で回答させていただきますというご報告をさせていただきます予定はしております。

【会長】そしたら、パブリック・コメントが終わってから、最終的なプラン…。

【事務局】会長、また次回8月にございますので、そのあたりですね、今もありましたけれども、答申をいただいて、最終的に皆さん、委員にも会長にも、その辺のパブリック・コメント、どういう意見をもらって、市はこういう形で回答するというか改めるという部分につきましてどういう方法がいいのか、会長・副会長にご相談するのか、再度またこういった審議会を開いていただくのか、それをまた検討させていただいて、次回に報告させていただきたいと思いますので。

【会長】はい、分かりました。最低、委員がおっしゃったような手続きはしなきゃいけないと思

ます。それで次回のときにそういうことを検討、考えてみたいと思います。それでは、今日、時間が早いんですけども、もうご意見がなかったらこれで会議を終わらせていただきたいと思いますけれども、これだけ言っときたいということがありましたら、どうぞ。よろしいでしょうか。

それでは、次回にまた、もう一度。資料はまた、1週間ほど前に送ってくださる。

【事務局】はい、頑張る。

【会長】お願いします。

それでは、今日はちょっと早いんですけども、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。